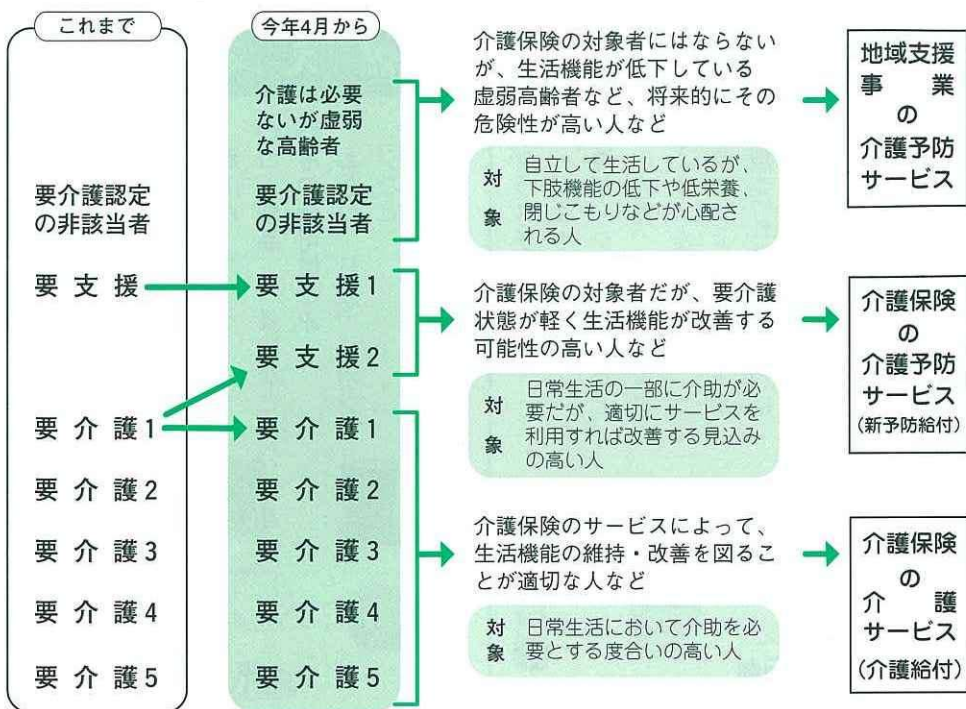


新しい介護保険の全対象 (図1)



ポイント

◎ 要介護状態の区分が、従来の6段階から7段階になります。要支援1・2の人や介護保険対象外でも要介護のリスクが高い人（虚弱高齢者など）には、地域支援事業による介護予防サービスが提供されます。

介護保険

今年4月から「介護予防」と「自立支援」を強化

平成12年度から始まった介護保険制度も7年目を迎えようとしています。制度開始当初には269人（旧中川根町、旧本川根町計）であった認定者数も今年1月末には、およそ1.6倍の442人と増加し、介護を社会全体で支える制度として定着してきています。

今回の制度見直しの特徴は、「介護予防」と「自立支援」の強化です。家事代行的な訪問介護や安易な福祉用具の利用など、「できない」ことを補うサービスから、その人の意欲や能力など、「できる」ことを引き出すサービスへの転換を図ります。

「介護予防」とは、できる限り要介護状態にならないようにする、たとえ要介護状態になったとしてもそれ以上悪化しないようにする取り組みです。高齢化率が38%を超える当町においては、この「介護予防」を進めていくことが早急な課題であり目標です。

平成18年度、新しい枠組みの中で介護保険の再スタートを図り、制度本来の理念でもある「自立支援」を実現し

ていくことが、「元気な高齢者が多いまち（川根本町）」に繋がるものと考えています。

1、介護区分を変更！

現行の要介護1の状態の方は、状態の改善の程度により、要支援2、要介護1に分けられます。（更新申請をするまでは、現行の介護度が適用されます。）それにより、要介護状態の区分が従来の6段階から7段階と変わります。（図1）

2、新予防給付を開始！

要支援1・2と認定された方に対しては、心身状態の維持・改善を目指した新予防給付が始まります。要支援1・2の方のケアプランは、役場内に創設される地域包括支援センターで作成され、その方の目標に合わせ、運動や栄養改善、口腔ケアなどのサービスが提供されます。

3、地域支援事業を開始！

介護保険の対象者ではないものの、生活機能の低下が見られる虚弱高齢